

浜岡原子力発電所5号機 格納容器雰囲気モニタの動作不能に伴う措置について(続報)  
(運転上の制限逸脱からの復帰)

平成 20 年 4 月 25 日

【今回お知らせする内容】

対応状況	<p>原因調査の結果、格納容器雰囲気モニタ(※1)B系統(以下、「CAMS(B)」という。)の動作不能は、監視ユニット内の一部の基板が故障したため発生したものと判断しました。</p> <p>このため、当該基板を、予備品に取り替え、CAMS(B)の動作が良好(使用できる状態)であることを確認し、4月24日午後7時53分、運転上の制限内への復帰を宣言しました。</p>
------	---

※1 格納容器雰囲気モニタ(CAMS: Containment Atmospheric Monitoring System)は、原子炉冷却材喪失事故時に、原子炉格納容器内雰囲気気の放射線レベル等の監視を行うための系統で、同じ機能を有する独立した2系統(A系統、B系統)があります。

【これまでにお知らせした内容】

(平成20年4月21日お知らせ済み)

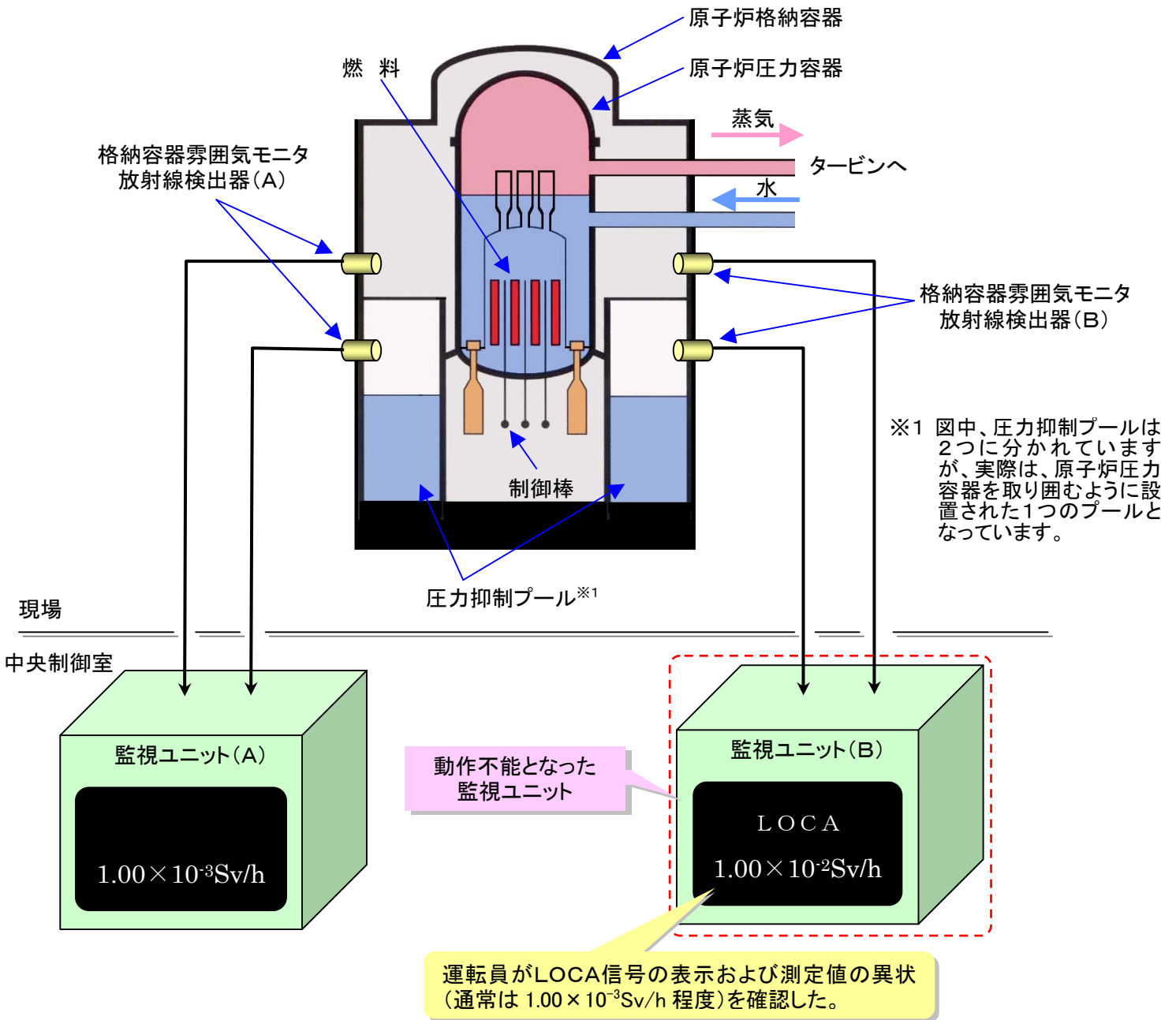
対象号機	5号機(定格熱出力一定運転中) :改良型沸騰水型、定格電気出力126.7万キロワット
発生日	平成20年4月19日
発生時の状況	<p>午後7時52分頃、運転員が中央制御室のCAMS(B)監視ユニットの表示画面に、本来、原子炉冷却材喪失事故(以下、「LOCA(※2)」という。)時にしか点灯しない「LOCA」表示が点灯していることを確認しました。</p> <p>直ちに調査したところ、実際には、LOCAは発生していないことを確認しました。</p> <p>また、本系統によって測定している格納容器内の放射線線量当量率が、通常の値から大きく外れていましたが、CAMS(A)の指示値や他の主要な運転データの確認の結果、CAMS(B)の動作が正常でないと判断しました。</p> <p>このため、原子炉施設保安規定(※3)に従い、同日午後11時41分にCAMS(B)の動作不能に伴う運転上の制限からの逸脱を宣言しました。</p> <p>今後、動作不能となったCAMS(B)の修理を行います。</p> <p>なお、残りの1系統であるCAMS(A)は健全であり、格納容器内の放射線線量当量率は測定可能です。</p> <p>本事象による運転への影響はなく、定格熱出力一定運転を継続しています。</p>
放射能の影響	本事象による外部への放射能の影響はありません。
原因	CAMS(B)監視ユニットの故障と推定しています。
<a href="#">お知らせ基準</a>	「表1-1 原子炉施設の故障により原子炉施設保安規定で定められた運転上の制限を逸脱したとき。」に該当します。

※2 LOCA: Loss Of Coolant Accident

※3 原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けています。

以上

# 浜岡原子力発電所5号機 格納容器雰囲気モニタの概要



格納容器雰囲気モニタ(以下、「CAMS」という。)は2系統あり、原子炉冷却材喪失事故時に、格納容器内の放射線線量当量率等の測定を行う系統です。

CAMS放射線検出器は、格納容器内と圧力抑制プールの空間部の放射線線量率を測定できるように設置されており、常時、格納容器内と圧力抑制プール内の両方の測定を行っています。

監視ユニット(B)の基板を取り替え、動作が良好であることを確認しました。